

横植協会 02-2号

令和2年4月17日

横浜植物防疫協会からのお知らせ

各 位

横浜植物防疫協会

045-201-2378

お知らせ第2号を送信します。

【新型コロナウイルスの影響による植物検疫証明書原本の遅延対応について】

新型コロナウイルス感染症の世界的なまん延により、各国における物流等に遅延が生じています。このため、植物検疫証明書（PC）原本の提出に遅延が生じています。このような場合は、輸出国政府機関（在日日本大使館及び領事館を含む）が、植物検疫証明書のコピーに原本と同一である旨の証明（原本証明）を行ったものが提出されているところです。しかしながら、今後も原本証明を取得することが困難な事例が想定されます。

このため、植物検疫証明書の原本の提出が遅延する場合については、当面の間、暫定的に、輸出国政府機関から書簡等により要請があった国から輸出された植物等に限り、輸入者等から輸入者等から検査願書が提出され、以下のいずれかを満たす植物検疫証明書のコピーが添付された場合は、輸入検査（合格証明書等の発給を含む）を実施する旨の通知が農林水産省消費・安全局植物防疫課より（一社）全国植物検疫協会にありましたのでお知らせします。

なお、上記の場合であっても、後日、植物検疫証明書は植物防疫所に提出する必要があります。また、今回の取り扱いについて、ご不明な点については横浜植物防疫協会又は最寄りの植物防疫所にお問い合わせください。

植物検疫証明書のコピーが満たすべき要件

1. 植物防疫所により、当該植物検疫証明書が輸出国政府機関により発行されたものであることを確認できたもの
2. 輸出国政府機関から植物防疫所に PDF ファイルとして直接メール送付されたもの

以上